

## 1. 政治経済

※要旨

3年の必修選択科目で1学期に実施した基本的人権・平和主義の授業実践

近年、国民の自由・平等が脅かされ、国民の意見がないがしろにされ、安全が危うくされつつある。改めて、自由と平等の関係、個人の尊重の在り方などを、憲法の条文とつきあわせて学習する重要性を感じる。アメリカで進行している自由な社会の破壊状況と合わせて、基本的人権と平和主義の授業報告とする。

## 2. 授業の進め方

自作プリント。表面は日本国憲法の人権規定・平和主義に関する内容。

裏面は、堤未果さんの『真実の見つけ方』を抜粋し、掲載した。

※『真実の見つけ方』(岩波ジュニア新書)

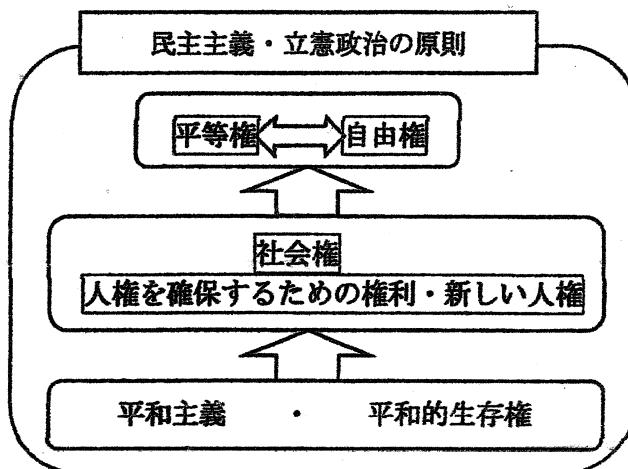
主として著者が、背景の異なるアメリカ人になつたインタビューで構成されている。第一章「戦争のつくり方—3つの簡単なステップ」は、9.11同時多発テロ以後、国民の不安に乗じて、アメリカが自由を守るためにと称して行なつた対テロ戦争のため、逆に個人の自由がそこなわれ、学校までも戦争に協力を強制されている、絶望的な状況をレポートしている。

表面では、以下のように、日本国憲法の条文に沿う形で、平等と自由の関係、自由を支える社会権とその他の人権、人権にかかる制約をどう考えるかをテーマとして、時事的な事柄を交えながら、授業を進めた。

- ①民主政治の基本原理 ②日本国憲法の基本原理・憲法の最高法規性
- ③法の下の平等・差別と国の政策 障害者差別について考える ④精神の自由・人身の自由 ⑤経済的自由 ⑥社会権 ⑦基本的人権を確保するための権利 ⑧公共の福祉 ⑨平和主義の意義 ⑩安保体制の変容と自衛隊の海外派遣 ⑪積極的平和主義 ⑫戦争の作り方

裏面では、9.11同時多発テロの衝撃を受けたアメリカ社会の自由と戦争の関係、自由を損なう軍事優先思考を読み取らせる目的にした。裏面を読ませてから質問の答えを書かせて、授業を進めた。

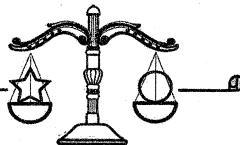
## 3. 授業の概念図



## 法の下の平等

## 第14条 [ 法の下の平等 ]

①すべての国民は、(a 法の下に平等) であって、  
(b 人種、信条、性別、社会的身分又は門地) により、政治的、  
経済的又は社会的関係において (c 差別されない)。(2項・3項省略)



裏面から先に読もう

## 第26条 教育を受ける権利

①すべて国民は、法律のさだめるところにより、その能力に応じて (i 等しく教育を受ける) 権利を有する。  
(2項省略)

## 第24条 [ 両性の平等 ]

①婚姻は、(d 両性の合意) にのみ基づいて成立し、夫婦が (e 同等の権利) を有することを基本とし、(f 相互の協力) により、維持されなければならない。  
②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、(g 個人の尊厳) と (h 両性の本質的平等) に立脚して、制定されなければならない。

## 2つの平等 : [A 機会の平等] ←→ [B 結果の平等]

釣りの例でたとえてみると……

A 誰でも参加でき、  
釣り方も自由で  
釣れたものは  
全て自分のものにできる

B 誰でも参加でき  
みんなが釣れるように工夫し、  
釣れなかった人にも  
みんなで分け合う

Q1 あなたはAとBどちらかいいと思いますか？考えを書いてください。



## 差別と国政策 (P.38~39)

## 社会によく見られる差別

- 1 (女性差別) → 性別による差別の解消 : (j 男女雇用機会均等法) 1985年  
2 (部落差別) : 江戸時代の被差別身分の名残り (k 男女共同参画社会基本法) 1999年  
3 (外国人差別) : (例) 在日韓国・朝鮮人に対する差別  
4 (民族差別) : (例) アイヌ民族に対する差別  
5 (障がい者差別) 障害者差別の解消 : 1960年、(l 障害者雇用促進法)



Q2 ①~⑤のほかにどんな差別があるだろうか？

- L G B Tへの差別
- 職業による差別
- 原発による避難者への差

## 差別解消のための努力の例

…全従業員の(m %)は障害者を雇用する義務、障害へ配慮する義務

1993年、障害者基本法

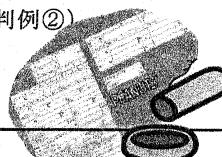
2013年、(n 障害者差別解消法)

障害への合理的配慮

※ (o バリアフリー化) や (p ユニバーサルデザイン) の工夫

## [ 家族のあり方をめぐる平等の問題 ]

- 外国籍配偶者との子どもの国籍問題 (→ P.38 判例②)
- 婚外子の相続差別問題 (→ P.38 判例③)
- 離婚女性の再婚禁止期間問題
- 夫婦同姓問題



## 夫婦同姓／別姓問題

民法の (① 夫婦同姓) 規定 = 夫婦の姓はどちらか一方の姓とする  
なぜ結婚時に同一の姓にするのか？

明治時代に法制化 → (② 家制度)

現代 : (③ 家族の一体性を保つために必要)

(④ 夫婦同姓違憲訴訟) : 夫婦同姓を強制する民法の規定は憲法に違反するという訴えた裁判

法律婚の (⑤ 96) %で女性が男性の姓に改姓する

→ 夫婦同姓規定は (⑥ 女性の側に不利益を生じている)

女性が結婚・離婚で不便を被っている、女性の旧姓使用が拒否される場合がある



最高裁判所の判決 (2015年12月6日) : (⑦ 夫婦同姓の民法規定は合憲)

Q3 夫婦同姓の今の制度では困るという人もいます。同姓の制度が必要だという人もいます。  
あなたはどう思いますか。

諸外国では姓はどうなっている？

○婚姻によって改姓しない

(中国・韓国・北朝鮮)

○事実婚も法律婚と同じ

待遇 (アメリカ・ヨーロッパ諸国)

○姓というものがない

(インドネシアなど)

○姓は普段使用しない

(タイなど)